

平成30年4月24日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20180402 関 東 第 125 号
平 成 3 0 年 4 月 2 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について(回答)

平成30年3月15日付け20180312 関東第13号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 6事業者 指定旧供給地点群数 7地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
安中ガス事業協同組合 (法人番号9070005003215)	1 下磯部住宅団地
伊藤石油ガス株式会社 (法人番号7070001011636)	1 上信第二吉井団地
伊吹石油ガス株式会社 (法人番号5013101000482)	1 小松団地
佐久プロパンガス協同組合 (法人番号5100005002935)	1 相生団地
東部液化石油株式会社 (法人番号1010001051800)	1 水戸けやき台ファミリータウン
ミライフ株式会社 (法人番号8030001068035)	1 佐竹南台ニュータウン 2 野木団地